

改正個人情報保護法の原則的な施行日は2022年4月1日と、改正法の施行が近づいているため、本特集では改正概要とともに、民間企業におけるチェックポイントについて述べてゆく。

個人情報保護法は平成15(2013)年に制定されてからしばらく法改正が行われてこなかったが、昨今の情勢を受け、近年頻りに法改正や関連新法の制定が行われている。そして今般、個人情報保護法について令和2(2020)年法改正と令和3(2021)年法改正が成立し、同時期に施行されるという非常にわかりづらい状況が生じている。個人情報保護法改正関連の資料を確認する際は、2020年法改正に関するものなのか、2021年法改正に関するものなのかをよく確認する必要がある。

とはいえ民間企業に大きな影響を与える改正は2020年法改正であり、2021年法改正が関係する民間企業は医療・研究・公的機関と関係がある企業に限られるため、多くの企業にとつては2020年法改正への対応のみ考えればよく、2021年法改正は法の条文番号が変わる程度の影響しかないだろう。そこで本特集も2020年法改正について述べていくこととしたい。

2020年法改正は、次に大別される。

- ① 外国提供(越境移転)時の情報提供・提供先確認等の義務
- ② 安全管理措置・プロファイリング等の公表等
- ③ 漏えい時等の当局報告・本人通知
- ④ 本人権利の強化(開示・訂正・利用停止等)

- ⑤ 個人データの提供／受領記録の開示義務
- ⑥ 個人関連情報規制の新設
- ⑦ オプトアウト規制強化
- ⑧ その他規制強化(不適正利用の禁止、罰則等の強化、域外適用)
- ⑨ 個人情報の利活用促進(仮名加工情報、公益目的、利活用相談)

このうち、特に①海外提供(越境移転)関連、②安全管理措置等の公表等の対応が、企業にとって負荷が高いと考えられるため、これらを重点的に解説する。また該当する企業にとつては、⑥個人関連情報規制の新設、⑦オプトアウト規制、⑤個人データの提供／受領記録の開示義務も非常に影響が大きい。

## 第1章 本人同意を得る場合・得ない場合の義務は 個人データの外国提供時に 関する規制強化の留意点

かな対応が必要である。

●まず実態の洗出しを行い、法的スキームごとに対応を検討する。本人同意スキームでは、外国の国名、

外国の個人情報保護法制、提供先の個人情報保護措置について、あらかじめの情報提供が必要である。本人同意を得ないスキームでも、E

E Aに提供したり法令に基づくとき等では2020年法改正対応は必須ではないが、そうでなければ提供先と適切な契約を締結するなどして、契約の履行状況等を年1回以上確認し、同確認の頻度・方法、提供先の個人情報保護措置、外国の国名等について本人の求めに応じての情報提供が必要となる。

●現状、外国提供がない場合でも、今後、外国提供規制を知らずに提供してしまうことがないよう、教育・規程類の整備も必要である。

### 【この章のエッセンス】

●外国に個人データを提供している場合は、対応負荷が高いので速や